



後期高齢者医療保険および国民健康保険加入の皆さまへ

●**保険証の送付について** 8月1日から保険証が変わります。新しい保険証は7月末までに送付します。

●**限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新について**

後期高齢者医療被保険者のうち、**現在認定証等をお持ちの方**で8月以降も該当する方には、新しい認定証等を保険証と一緒に送付します。それ以外の方で、交付要件に該当する方は、申請が必要です。

国民健康保険の認定証等は**自動継続しません**ので、8月以降も交付を希望する方は、保険証および本人確認書類をご持参のうえ、手続きをお願いします。

病院、薬局等を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を利用した場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証などの**事前申請が不要**となり、高額療養費制度における**限度額を超える支払いが免除されます**ので、ぜひご利用ください。

詳しくは、四万十町通信16・17ページをご覧ください。

保険の種類	8月からの保険証の色	送付先	各認定証の更新
後期高齢者医療保険	茶 色	個人	自動更新 現在、認定証をお持ちの方のみ
国民健康保険	青 色	世帯主	申請必要



認定証の一例

【お問い合わせ先】

町民課 ☎22-3117 大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112 十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112

国民年金からのお知らせ

●**国民年金保険料 納付のご案内**

令和6年4月～令和7年3月分の国民年金保険料は、月額16,980円です。

日本年金機構から送られる納付書により、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

また、クレジットカードによる納付やインターネットを利用したの納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

●**付加保険料制度について**

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

【お問い合わせ先】

高知西年金事務所 ☎088-875-1717 町民課 ☎22-3117 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112

●**国民年金保険料**

免除・納付猶予の申請について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

令和6年度分の申請受付は7月から開始となります。

免除等が申請できる期間

過去期間…申請書が受理された月から2年1か月前（すでに納付済期間を除く）まで。

将来期間…令和7年6月分まで



令和6～8年度の介護保険料が決まりました！

65歳以上の方は、個人の所得段階区分に応じた介護保険料を町へ納めることとなっています。3年ごとに保険料の見直しを行い、令和6～8年度の金額について、以下のように決定しました。



7月中旬に届く、白色の封筒をご確認ください。

変更ポイント

- ①所得に応じて納める段階が**9段階→13段階**へ増えました。
低所得者層の保険料負担を軽減するため、高所得者層の区分を細分化しました。
- ②各所得段階ごとの保険料を決める基準額が、**月額6,000円→5,800円**へ変更となりました。
町の高齢者人口や介護サービスの利用見込みなどの諸要件をもとに、算出しました。

令和5年度まで		令和6年度～	
所得段階	年額保険料	対 象 と な る 方	年額保険料
1 段 階	21,600円	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員住民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,900円
2 段 階	36,000円	世帯全員住民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	33,800円
3 段 階	50,400円	世帯全員住民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	47,700円
4 段 階	64,800円	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人住民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	62,600円
5 段 階	72,000円	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人住民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	69,600円
6 段 階	86,400円	本人住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	83,500円
7 段 階	93,600円	本人住民税課税で、合計所得金額が210万円未満の方	90,400円
8 段 階	108,000円	本人住民税課税で、合計所得金額が320万円未満の方	104,400円
9 段 階	122,400円	本人住民税課税で、合計所得金額が420万円未満の方	118,300円
10段階	—	本人住民税課税で、合計所得金額が520万円未満の方	132,200円
11段階	—	本人住民税課税で、合計所得金額が620万円未満の方	146,100円
12段階	—	本人住民税課税で、合計所得金額が720万円未満の方	160,000円
13段階	—	本人住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	167,000円

【基準額】

13段階へ
増

・介護保険制度はみんなで支える仕組みですので、介護サービスを利用していない方もご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 高齢者支援課 ☎22-3900
大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112